

# 火災通報装置の基準

(平成八年二月十六日)

(消防庁告示第一号)

改正 平成二〇年一月二六日消防庁告示第二九号

同 二六年一月一六日同 第二四号

同 二八年 二月二四日同 第六号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準を次のように定める。

## 火災通報装置の基準

### 第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準を定めるものとする。

### 第二 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 火災通報装置 火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- 一の二 特定火災通報装置 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能(以下「ハンズフリー通話機能」という。)を有する火災通報装置のうち、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものをいう。
- 二 手動起動装置 火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- 三 蓄積音声情報 あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- 四 通報信号音 火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- 五 連動起動機能 火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

### 第三 火災通報装置の構造、性能等

火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。

- 一 手動起動装置は、次によること。
  - (一) 手動で操作することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。
  - (二) 誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- 一の二 手動起動装置が操作されたこと又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。
- 二 発信の際、火災通報装置が接続されている電話回線が使用中であった場合には、強制的に発信可能の状態にすることができるものであること。
- 三 選択信号(一一九番)は、十パルス毎秒若しくは二十パルス毎秒のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかで送出できること。
- 四 蓄積音声情報は、選択信号送出後、自動的に送出されることとし、蓄積音声情報の送出は、常に冒頭から始まること。ただし、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、この限りでない。

四の二 連動起動機能により蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置が操作された場合に、直ちに又は一区切りの蓄積音声情報が送付された後、次号(二)イ及び(三)イの蓄積音声情報を送付すること。

五 蓄積音声情報は、次によること。

(一) 通報信号音と音声情報により構成されるものであること。

(二) 通報信号音は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合 基本周波数が概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとすること。

ロ 連動起動機能により起動された場合 基本周波数が四百四十ヘルツ以上の単音を二音連続したもの(第二音の周波数が第一音の周波数の概ね六分の五であるものに限る。)を二回反復したものとすること。

(三) 音声情報は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

ロ 連動起動機能により起動された場合 自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

(四) 一区切りの蓄積音声情報は、三十秒以内とすること。

(五) 音声は電子回路により合成した女声とし、発音が明瞭で語尾を明確に強調した口調とすること。

(六) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させること。

六 蓄積音声情報等の送付の確認は、次によること。

(一) 選択信号を電話回線に送付している間、その信号音をモニター用スピーカーで確認できること。

(二) 蓄積音声情報を電話回線に送付している間、その音声等をモニター用スピーカーで確認できること。

七 通報先の消防機関が通話中の場合、自動的に再呼出しすること。

八 火災通報装置(特定火災通報装置を除く。)の通話機能等は、次によること。

(一) 一区切りの蓄積音声情報を送付した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送付された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送付された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。

なお、呼返し信号が送付されなかった場合にあっては、蓄積音声情報を繰り返し送付できるものであること。

(二) 蓄積音声情報送付中において、手動操作により、電話回線を送受話器側と切替えて通話できること。

(三) 通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送付された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送付された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(一) 蓄積音声情報を送付した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切替わることとすること。

- (二) 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
- (三) 通話中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- 九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。
- 十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。
- 十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。
- 十二 予備電源は、次によること。
  - (一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。
  - (二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。
  - (三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。
- 十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
  - (一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下
  - (二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下
- 十四 定格電圧が六十ボルトを超える金属製外箱には、接地端子を設けること。
- 十五 電話回線を捕捉することなく、選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できる機能を有すること。
- 十六 IP電話回線(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号(一)において同じ。)を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等(回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号ロにおいて同じ。)を介して使用すること。
- 十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号(一)中「火災通報を行う」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし、」と、同号ロ中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。
- 十八 表示は、次によること。
  - (一) 火災通報装置には、次の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
    - イ 装置の名称
    - ロ 型式記号
    - ハ 製造者名又は略号
    - ニ 製造年
    - ホ 定格電圧
    - ヘ 予備電源の品名、容量
    - ト 取扱い方法の概要及び注意事項

- チ 特定火災通報装置にあつては、特定火災通報装置である旨
- (二) 火災通報装置の操作部分にあつては、その名称及び操作内容を、当該部分又はその周辺部分に容易に消えないように表示すること。

#### 第四 その他の火災通報装置に係る基準の特例

新たな技術開発等に係る火災通報装置について、その構造、性能等が第三に規定する火災通報装置と同等以上の構造、性能等を有し、火災が発生した場合において、消防機関への火災通報を確実に行うことができるものであると認められる場合にあつては、第三に掲げる基準によらないことができる。

##### 附 則

この告示は、平成八年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成二〇年一月二六日消防庁告示第二九号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成二六年一月一六日消防庁告示第二四号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第二第一号の次に一号を加える改正規定中「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」とあるのは「別表第一(六)項ロ」とする。

##### 附 則 (平成二八年二月二四日消防庁告示第六号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事の防火対象物又は施行の日から平成二十九年九月三十日まで火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の火災通報装置の基準第三第八号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。